

ひめネット（検）第24—1号

令和5年12月18日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-16-6

株式会社フォトクリエイト

代表取締役 吉田 メグ 殿

〒790-0952

愛媛県松山市朝生田町七丁目2番22号大興ビル305号

適格消費者団体 特定非営利活動法人えひめ消費者ネット

理事長 野垣 康之

再 申 入 書

拝 啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、貴社の運営サイト上で提供するスナップスナップのサービス利用基本規約の条項に対する当法人よりの令和5年2月8日付「申入書並びに要望書」につき、変更後の基本規約案をお送りいただきましてありがとうございます。

当法人において、変更後規約案を検討させていただきましたが、申入時の内容から改訂されていないと思われる条項や、改めてご検討を要すると思われる条項が見受けられます。

つきましては、別紙のとおり、再度是正の申入れをさせていただきますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和6年1月31日までに、当法人宛、書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

〈本件に関する問い合わせ先〉

弁護士 野垣康之

〒790-0001 松山市一番町 4-1-16

ANNBILL3 階野垣法律事務所

TEL : 089-913-1266 FAX : 089-913-1277

再度の是正申入れ事項

第1 申入れの趣旨

貴社より改訂案としての作成いただきましたスナップスナップのサービス利用基本規約（以下「改定案規約」といいます。）について、以下の通り、一部は改善がなされたものと判断させていただきましたが、依然として消費者契約法により無効であると思われる条項がありますので、規約を再度改善されることを求めます。

なお、以下再度改善が必要と思われる条項の明示においては、当法人よりの令和5年2月8日付「申入書並びに要望書」（以下「当初申入」といいます。）にて申し入れた順序によります。

第2 改善がなされたと判断した条項

第20条（3）・（9）・（12）、第9条（9）については、条項の見直し或いは削除により改善されたものと判断いたしました。ありがとうございました。

第3 再度改善が必要と思われる条項とその理由

1 第2条（3）、第20条（1）・（4）～（8）・（10）～（12）、第21条（2）の規定について

（1）（a） 改訂案規約第2条（3）については、表現は変わっていますが、故意・重過失がある場合のみにしか責任を負わないという本質に変わりがないようです。

（b） 同第20条（1）（5）（6）（10）（11）、第21条（2）は、当初申入時より変更がなされていません。

（c） 同条（4）（7）は、貴社が「一切の責任を負わない」とする部分の文言が削除され、サービス提供者やイベント主催者だけが責任を負うとの内容になっております。しかしながら、結果として貴社が全部免責されることを前提としているように思われます。

（d） 同条（8）は、貴社が「一切の責任を負わない」とする部分が、故意・重過失がある場合は責任を負うとされ、消費者保護の方向に改訂していただきましたが、第2条（3）と同様の問題が残ります。

（2）当初申入の繰り返しとなりますが、これらの事業者側の損害賠償責任を制限する条

項に関して、全部を免除する条項の定めは、事業者側の軽過失があった場合にも免責されませんので、故意又は重大な過失による場合のみ責任を負うと定めたとしても、消費者契約法第8条1項1号・3号により無効であると考えられます。

(3) これらの条項に関しては、改善がなされたものと判断させていただいた改訂案規約第20条(3)のように「～弊社等の責めに帰すべき事由の場合は除く。」などの文言で、貴社の故意・過失があった場合の帰責性の明記をご考慮の上、再度ご検討いただければと存じます。

2 第7条(9)、第16条(2)の規定について

(1) (a) 改訂案規約第7条(9)については、貴社からの取消措置による代金支払義務の不消滅や既発生代金の支払義務・不返還が、解除による損害賠償責任を負わないものへと表現が変わっておりますが、全部免責条項となります。

(b) 同第16条(2)は、貴社からの利用制限による代金支払義務の不消滅や既発生代金の支払義務・不返還が、同様に損害賠償責任を負わないものへと表現が変わっておりますが、全部免責条項となります。

(2) 全部免責条項についての無効該当性、貴社の故意・過失があった場合の帰責性についての明記要望については前述の通りです。

(3) また、これらの解除や利用制限に伴う措置について、貴社の過失や債務不履行がなかった場合の消費者契約法10条該当可能性については当初申入れの通りであり、「消費者への事前通知や不作為への催告」についての明記等をご検討いただければと存じます。

3 結論

よって、上記の改訂案規約についても依然として消費者契約法第8条第1項第1号・3号、第10条により無効であると考えられますので、規約を再度ご検討の上、改善されることを求めます。

以 上